



職員紹介

お題:冬に向けて...

- 所長 常野**
おもちゃドローン購入
→2秒で破壊(涙)
→再挑戦!
- 介護支援専門員 花田**
こたつと湯たんぽ! あったかグッズをそろえます
- 主任 介護支援専門員 吉田**
寒さに負けぬようジム通いを継続し、心身を鍛えます
- 社会福祉士 梶川**
雪が積もる前に車で遠出してきました
- 社会福祉士 堀内**
毎冬、札幌へプロレス観戦に行っています。今期も行きますよ~



- 保健師 庄田**
元気で過ごせるよう健康管理に努めます
- 保健師 若杉**
体重が過去最高になったので痩せます
- 主任 介護支援専門員 鳥谷部**
何も考えていません(笑)
- 事務 佐藤**
ドカ雪対策と着ぶくれしない冬コーデ

ご相談・講座の受付などは

高齢者あんしん相談窓口 函館市地域包括支援センター

亀田

函館市昭和1丁目23番8号

(かめっこ保育園 2階)

営業日 月曜日~土曜日(祝日・年末年始除く)

電話 (0138) 40-7755
FAX (0138) 40-7766

営業時間 8:45~17:30

お気軽にご連絡下さい。



包括

かめだより

第8号

広報紙:平成30年11月発行
高齢者あんしん相談窓口
函館市
地域包括支援センター亀田
発行責任者:常野 剛永

日頃より当センターの活動にご理解、ご協力いただき、有難うございます。さて、前号『かめだより第7号』でもお伝えしましたが、当センターでは平成30年4月から平日に都合のつかない方、仕事をしているご家族や遠方から帰省するご家族も相談しやすいよう、土曜日も開所しております。ご本人とご家族と一緒に説明を受けたい、日中にゆっくりと話を聞きたいなどの理由から、土曜日のご利用やご相談が少しずつ増えてきました。地域の高齢者の総合相談窓口として、皆さまのお役に立てることがあると思いますので、些細なことでもお気軽にご相談ください。



包括支援センター亀田の担当地域は
・赤川町 ・赤川1丁目 ・石川町 ・亀田中野町
・昭和1~4丁目 ・北美原1~3丁目 ・美原1~5丁目です



町名	高齢者人口	高齢者率	町名	高齢者人口	高齢者率
美原1丁目	583	30.5%	北美原1丁目	298	24.0%
美原2丁目	964	33.0%	北美原2丁目	443	31.1%
美原3丁目	939	26.6%	北美原3丁目	365	32.4%
美原4丁目	911	37.9%	石川町	852	17.0%
美原5丁目	814	36.5%	昭和1丁目	562	28.8%
赤川町	529	34.7%	昭和2丁目	816	31.2%
赤川1丁目	623	34.8%	昭和3丁目	653	28.0%
亀田中野町	196	31.6%	昭和4丁目	786	22.4%

※平成30年9月末現在 65歳以上人口のみ抽出

「認知症」ご存知ですか？



認知症の中でも多いのがこの3種類でそれぞれ症状が違います。もっとも多いのがアルツハイマー型(50%)、続いてレビー小体型(20%)、脳血管性(15%)、その他(15%)です。

認知症の種類

アルツハイマー型認知症

・物忘れが多く日常の事ができなくなる。新しい事を記憶できない。時間や場所がわからない。物を盗られた等の妄想や徘徊がみられます。

レビー小体型認知症

・実際は居ない人が見える幻覚、奇声をあげる等の異常行動、手足の震えや小刻み歩行がみられる。日によって症状の変動があります。

脳血管性認知症

・脳卒中が原因の認知症です。脳の障害によって症状が異なります。手足のマヒなどの症状が起きることもあります。

～老化による物忘れと認知症の違い～

老化による物忘れは、ヒントがあれば思い出すことができ、最近忘れっぽいなど自覚があります。また、日常生活にはさほど支障はないです。物忘れの頻度は増えたとしても少しずつです。一方で、認知症での物忘れはヒントがあっても思い出せないことが多く、また、忘れたことの自覚がなく、症状がだんだんと進行します。

あたまの健康チェック(無料)

最近物忘れが気になる方。質問形式で行うあたまの健康チェックができます。対象は要支援・介護認定を受けていない65歳以上の函館市民です。申し込みが必要です。市役所高齢福祉課(21-3081)または地域包括支援センターへご連絡ください。

認知症サポーター養成講座

認知症に関心のある方、認知症の方が近くにいる方、認知症について学びませんか？包括にて開催しています。

～認知症サポーターとは～
認知症について学び、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者です。



自宅で安全に生活するために… ～基本編～



ご自宅での生活を続けるうえで住環境の整備はとても大切です。介護保険では「貸与」「購入」「改修」の3つの支援を受ける事ができます。今号では基本編としてこれら3つの支援にはどのようなものがあるのかをお話します。

【福祉用具貸与】

車いすや特殊寝台、歩行補助杖、スロープ、手すり、歩行器など13品目あります。品目によっては要介護2～5の認定を受けていなければ利用できないものがあります。



【特定福祉用具の購入費の支給】

介護保険では福祉用具の支給は貸与が原則ですが、なかには貸与になじまない福祉用具もあります。そのような福祉用具については購入の補助があります。腰掛便座や入浴補助用具などの5品目です。対象となる費用は1年間で10万円までです。



【住宅改修費の支給】

生活環境を整えるための工事費用が支給されます。対象となる工事は①手すりの取り付け②段差の解消③すべり防止や円滑に移動するための床材変更④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え⑤和式から洋式への便器の取り替え⑥各工事に付帯して必要な工事となっています。対象となる費用は同一住宅について、20万円までです。



ご注意！

- 福祉用具等の支援を受けるには要支援/要介護の認定を受ける必要があります。(事業対象者は利用できません)
- 事前申請もしくはケアマネジャーによる介護サービス利用に係る調整などが必要です。
- 所得に応じて1割から3割の自己負担があります。
- ※要介護認定申請や事前の申請などは担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターまでご相談ください。



消費者被害に気をつけて



高齢者に関わる消費トラブルの相談件数は、年々右肩上がりに増加しています。

被害にあった経験がある高齢者に、どこかに相談したかを尋ねてみると、男性が約3割、女性は半数近くが『相談していない』と答えています。

被害にあった状況を見ると、どこにも相談できず複数の訪問販売業者から次々に狙われ、被害額が高額になってから発覚するケースも多数あります。

早期に相談する事で、被害を最小に抑える事ができます。

『騙されているかも』『何かおかしい』と思ったら、すぐにご相談を！

函館市消費生活センター

Tel 0138-26-4646

函館市地域包括支援センター 亀田

Tel 0138-40-7755

騙されやすさ心理チェック

- ①自分のまわりに、あまり悪い人はいないと思う
- ②相手に悪いので、人の話を一生懸命聞く方だ
- ③たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う
- ④知人から『効いた』『良かった』と聞くと、やってみようと思う
- ⑤有名人や肩書のある人の言う事は、つい信用してしまう
- ⑥人から勧められると断れない方だ
- ⑦迷惑をかけたくないので、家族にも黙っている事がある
- ⑧実際、身近に相談できる人があまりいない
- ⑨しっかり者だと思われたい

※当てはまった数が多いほど、消費者被害にあいやすい傾向にあります。自身の傾向を知り、騙されないようにしていきましょう！

- ①②③…トラブルに対して危機意識が薄い傾向
- ④⑤⑥…騙されているのに気が付かない傾向
- ⑦⑧⑨…騙されたときに一人で抱え込んでしまう傾向

高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブックより引用



成年後見制度について



認知症等により判断力が低下している高齢者に、必要のない契約を結ばせるなど、悪質な事業者による消費者トラブルから身を守るために、支援するものとして成年後見制度があります。

不動産や預貯金の管理をしたり、身の回りの世話のために、必要な医療や介護サービスの契約を結ぶ等の役割があります。

消費者被害においては、本人が行った財産行為や契約行為を取り消し、本人の不当利益を解消する事ができます。

